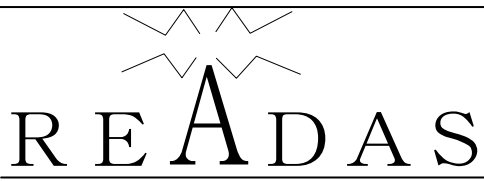


第 5657 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月23日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 100%親子会社間取引

**Q**：100%親子会社間取引は、何か特別な取り扱いがあるようですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

100%親子会社間取引は、課税の中立性や公平性を確保する観点から次のように取り扱われています。

#### ①資産の譲渡取引

内国法人が一定の固定資産や有価証券を100%親子会社間で譲渡したときは、その譲渡損益を譲り受けた会社はその資産を譲渡等する時まで繰り延べられます。

#### ②寄附

100%親子会社間で寄附をしたときは、その額は損金又は益金に算入されません。

#### ③現物分配

100%親子会社間で金銭以外の資産で配当した場合は、その配当した会社においては譲渡損益を計上せず、また、配当を受けた会社はその資産を帳簿価額で受入をします。

#### ④受取配当の益金不算入

100%子会社から配当を受けたときは、その全額が益金不算入となります。

#### ⑤子会社株式の子会社への譲渡

子会社の株式を子会社へ譲渡するときは、みなし配当及び譲渡損益の計上をしません。

#### ⑥大会社の100%子会社に対する取扱い

中小企業には軽減税率や交際費等、貸倒引当金などの特例がありますが、大会社の100%子会社には適用がありません。

